

四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 5 5 号

四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則  
(四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部改正)

第 1 条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則 (平成 2 0 年四日市市規則第 3 2 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する事務)</p> <p>第 1 9 条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 1 0 年法律第 1 1 4 号。以下この条において「法」という。) に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(5) 法第 1 6 条の 3 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から第 7 項まで (法第 2 3 条、<u>第 4 4 条の 1 1 第 9 項</u>、第 4 5 条第 3 項及び第 4 9 条において準用する場合を含む。) の規定による検体の提出若しくは採取の勧告又は検体採取の措置等に関すること。</p> <p>(6) から (8) まで (略)</p> <p>(9) 法第 1 8 条第 5 項及び第 6 項の規定による法第 2 4 条第 1 項に規定する<u>感染症診査協議会</u>の意見徴収等に</p>	<p>(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する事務)</p> <p>第 1 9 条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 1 0 年法律第 1 1 4 号。以下この条において「法」という。) に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(5) 法第 1 6 条の 3 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から第 7 項まで (法第 2 3 条、<u>第 4 4 条の 7 第 9 項</u>、第 4 5 条第 3 項及び第 4 9 条において準用する場合を含む。) の規定による検体の提出若しくは採取の勧告又は検体採取の措置等に関すること。</p> <p>(6) から (8) まで (略)</p> <p>(9) 法第 1 8 条第 5 項及び第 6 項の規定による法第 2 4 条第 1 項に規定する<u>協議会</u>の意見徴収等に関するこ</p>

<p>関すること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 法第19条第7項の規定による法第24条第1項に規定する<u>感染症診査協議会</u>への報告に関すること。</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 法第20条第5項の規定による法第24条第1項に規定する<u>感染症診査協議会</u>の意見徴収に関すること。</p> <p>(14)から(34)まで (略)</p> <p>(35) 法第37条の2第3項の規定による法第24条第1項に規定する<u>感染症診査協議会</u>の意見徴収に関すること。</p> <p>(36)から(47)まで (略)</p>	<p>と。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 法第19条第7項の規定による法第24条第1項に規定する<u>協議会</u>への報告に関すること。</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 法第20条第5項の規定による法第24条第1項に規定する<u>協議会</u>の意見徴収に関すること。</p> <p>(14)から(34)まで (略)</p> <p>(35) 法第37条の2第3項の規定による法第24条第1項に規定する<u>協議会</u>の意見徴収に関すること。</p> <p>(36)から(47)まで (略)</p>
---	--

(四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部改正)

第2条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年四日市市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する事務)</p> <p>第19条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この条において「法」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(32)まで (略)</p> <p>(33) 法第37条第4項(法第42条第</p>	<p>(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する事務)</p> <p>第19条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この条において「法」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(32)まで (略)</p> <p>(33) 法第37条第4項(法第42条第</p>

<p><u>2項、法第44条の3の2第2項、法第44条の3の3第2項、法第50条の3第2項及び法第50条の4第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定による入院患者等からの申請の受理に関すること。</p> <p>(34)から(47)まで (略)</p>	<p>2項において準用する場合を含む。)の規定による入院患者等からの申請の受理に関すること。</p> <p>(34)から(47)まで (略)</p>
--	--

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正は、令和6年4月1日から施行する。

(健康福祉部保健予防課)